

請願審査報告書

令和 5 年 6 月 14 日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

先に、本委員会に付託された令和 5 年請願第 2 号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和 5 年 6 月 12 日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

少数意見として、女性差別撤廃条約選択議定書の個人通報制度は女性差別撤廃に向けて重要な制度であり早急に批准を行うべきとの意見があったが、司法制度や立法政策、過去の確定した判決等を精査し、国での議論を参考に進めていく必要があると考える。

請願審査報告書

令和 5 年 6 月 14 日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

先に、本委員会に付託された令和 5 年請願第 3 号「一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和 5 年 6 月 12 日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

選択的夫婦別姓制度が導入されれば、子どもは、自分で苗字の選択ができないことから、学校や地域で苗字について指摘されるなど、心理的な負担などの多くの課題が考えられる。導入には、民法改正が必要であり、家族の絆やあり方について慎重な議論を続けることが最重要と考える。



令和5年6月12日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

総務教育常任委員会 委員
賛成者

岡本 健三
荒金 敏江

少数意見報告書

令和5年6月12日の総務教育常任委員会において、留保した少数意見を次の通り、
日南町議会会議規則第76条第2項の規定により報告する。

記

1. 件名

令和5年請願第3号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願

2. 意見の要旨

現在の制度下では妻が夫の姓に変えることがほとんどであり、女性を抑圧する世界でもまれに見る異常な制度である。別姓にすると家族の絆が壊れるなどという反対意見があるが、事実にもとづいて論証すべきである。町内でも事実婚によって別姓を維持しているご夫婦がおられ、今のままではさまざまな不利益を被る可能性がある。世論調査でも高い支持が得られている選択的夫婦別姓を、一日も早く導入すべきである。

よって、この請願は採択すべきものと報告する。

以上

陳情審査報告書

令和 5 年 6 月 14 日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

先に、本委員会に付託された令和 5 年陳情第 5 号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和 5 年 6 月 12 日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、全員一致をもって採択と決定した。

理 由

子どもたちのゆたかな学びの保障や学校の働き方改革を実現するため、教職員定数改善と財政確保は必要である。

陳情審査報告書

令和 5 年 6 月 14 日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

先に、本委員会に付託された令和 5 年陳情第 6 号「地方財政の充実・強化を求める陳情」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和 5 年 6 月 12 日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、全員一致をもって採択と決定した。

理 由

社会保障の維持及び子育て・地域医療の確保等、政府に地方財政の充実・強化を求めることは妥当である。

発議第 2 号

日南町議会議員政治倫理条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員政治倫理条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 5 年 6 月 14 日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 岩崎 昭男

日南町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

日南町議会議員政治倫理条例(平成 16 年日南町条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(削る)	<u>(町の工事等に関する遵守事項)</u> <u>第 5 条 議員の配偶者、二親等以内又は同居の親族、議員が役職をしている企業並びに議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、町が行う許認可、又は工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。</u> <u>2 前項に規定する「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。</u> <u>(1) 議員が資本金その他これらに準ずるものの 3 分の 1 以上を出資している企業</u> <u>(2) 議員が年額 300 万円以上の報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受領している企業</u> <u>(3) 議員がその経営方針に関与している企業</u>
(調査請求権) 第 5 条 (略) (政治倫理審査会の設置)	(調査請求権) 第 6 条 (略) (政治倫理審査会の設置)

<u>第6条</u> (略) (審査会の職務) <u>第7条</u> (略) (職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会) <u>第8条</u> (略) (職務関連犯罪による有罪確定後の措置) <u>第9条</u> (略) (その他の事項) <u>第10条</u> (略)	<u>第7条</u> (略) (審査会の職務) <u>第8条</u> (略) (職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会) <u>第9条</u> (略) (職務関連犯罪による有罪確定後の措置) <u>第10条</u> (略) (その他の事項) <u>第11条</u> (略)
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第3号

日南町議会基本条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会基本条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和5年6月14日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 岩崎 昭男

日南町議会基本条例の一部を改正する条例

日南町議会基本条例(平成25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第7章 議員定数および議員報酬 (議員報酬) 第11条 (略) (削る) <u>2</u> (略)	第7章 議員定数および議員報酬 (議員報酬) 第11条 (略) <u>2 議員報酬の改定にあたっては、改定案を 定め、鳥取県西部地区特別職報酬等審議 会に諮問し、得られた答申を尊重しなけ ればならない。</u> <u>3</u> (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 4 号

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 14 条 3 項の規定により提出する。

令和 5 年 6 月 14 日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 岩崎 昭男

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）

わが国の温室効果ガスの排出削減や自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財政を安定的に確保する観点から森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布され、森林環境税は令和 6 年度から課税されるが、森林環境譲与税は令和 2 年度から譲与が開始されており、その使途については、間伐などの森林整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等に関する費用に充てることとされている。

しかし、森林環境譲与税は、総額の 50%を私有林人工林面積、30%を人口、20%を林業就業者数に応じて配分され譲与されることから、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が多い大都市に対する配分額が多くなっているとの指摘があるほか、森林整備に使われずに基金に積み立てられているなどの問題も指摘されており、早急な整備を必要とする地方公共団体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念される。

よって、国においては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林整備をより効果的に推進するため、広い森林を抱える地方公共団体への配分に重点化する方向性で、譲与基準の見直しを速やかに実施すること、加えて、国の一般会計における森林予算を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 14 日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
内閣官房長官	松野	博一	様
総務大臣	松本	剛明	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
農林水産大臣	野村	哲郎	様

発議第 5 号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 5 年 6 月 14 日提出

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 14 日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
総務大臣	松本	剛明	様
文部科学大臣	永岡	桂子	様

発議第 6 号

地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 5 年 6 月 14 日提出

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2024 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5 類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の 1 兆円については、新たに「地方創生推進費」として 2023 年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。

6. 会計年度任用職員制度の運用については、2024 年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を 3 割とする現行の譲与基準を見直すこと。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 14 日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
総務大臣	松本	剛明	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様
国土交通大臣	斉藤	鉄夫	様
デジタル大臣	河野	太郎	様
農林水産大臣	野村	哲郎	様
内閣府特命担当大臣 (少子化対策 男女共同参画)	小倉	将信	様

発議第 7 号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 5 年 6 月 14 日

提出者 日南町議会議員 岡本 健三

賛成者 同 荒金 敏江

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書（案）

長年、デフレが続く我が国において、新型コロナは経済にさらなる打撃を与え、その回復の見通しが立たない中、コストプッシュによる物価上昇も加わり、地域経済は一層疲弊している。そうした状況下で 2023 年 10 月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まる予定である。

インボイス制度は事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものである。適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生する。また、課税事業者が消費税の仕入れ税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性がある。個人事業主、フリーランス、一人親方、個人タクシー運転手、小規模農家など、広範な事業者には負担増が強いられる。

一方で現在課税事業者であっても、支払先に多くの免税事業者を持ちその支払先がインボイスを登録しない場合、仕入れ税額控除ができず多額の税負担が発生する可能性がある。また、日本俳優連合（理事長 西田敏行氏）では、年間合計 1 億円程度になる二次使用料を延べ数万人に分配しており、そうした多数の出演者に対して課税か免税かを調査すること、個別協議等を行うことは不可能とし、是正を求める声明を発表している。

そのほか、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、全国建設労働組合総連合、中小企業家同友会、日本チェーンストア協会、日本漫画家協会、日本 SF 作家クラブ、日本美術著作権連合、全国青色申告会総連合などの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」の表明や、現状のままでの実施に懸念の声をあげている。加えて、自民党の「責任ある積極財政を推進する議員連盟」が政府に対し、「インボイス制度導入延期（2023 年 3 月 15 日付）」を申し入れするなど与党の中からもインボイス制度を問題視する声が上がっている。

中小零細事業者にとって消費税は現在、価格に転嫁することが困難な状況にあり、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがある。加えて制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば、多くの混乱を招くことも想像に難くない。

多くの事業者は新型コロナ危機のもと、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかる状況ではない。

以上の理由により、次の通り求める。

記

1. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）実施の延期・見直しを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 14 日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
財務大臣	鈴木 俊一 様

発議第 8 号

中心地域及び住宅政策調査特別委員会の設置に関する決議

中心地域及び住宅政策調査特別委員会の設置に関する決議（案）について、別紙のとおり提出し、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 14 日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 岩崎 昭男

中心地域及び住宅政策調査特別委員会の設置に関する決議（案）

次のとおり、中心地域及び住宅政策調査特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 1. 名 称 | 中心地域及び住宅政策調査特別委員会 |
| 2. 設置の根拠 | 地方自治法第 109 条及び日南町議会委員会条例第 5 条 |
| 3. 目 的 | 中心地域及び住宅政策調査検討 |
| 4. 委員の定数 | 8 人 |
| 5. 調査の期間 | 調査終了まで |

発議第 9 号

行政調査特別委員会の設置に関する決議

行政調査特別委員会の設置に関する決議（案）について、別紙のとおり提出し、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 14 日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 岩崎 昭男

行政調査特別委員会の設置に関する決議（案）

次のとおり、行政調査特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 1. 名 称 | 行政調査特別委員会 |
| 2. 設置の根拠 | 地方自治法第 109 条及び日南町議会委員会条例第 5 条 |
| 3. 目 的 | 当面する行政課題及び議会のあり方等に関する調査 |
| 4. 委員の定数 | 議員全員 |
| 5. 経 費 | 予算の範囲内とする。 |
| 6. 調査の期間 | 調査終了まで |
| 7. そ の 他 | 調査日程、調査地、調査事例等の詳細は特別委員会で決定する。 |

議 員 派 遣 の 件

令和5年6月14日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び日南町議会会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

1. 西部町村議会議長会連絡会

- (1) 目 的 議会運営の円滑化・活性化
- (2) 派遣場所 米子市
- (3) 期 日 令和5年6月26日
- (4) 派遣議員 山本芳昭議長

2. 鳥取県町村議会議長会定期総会

- (1) 目 的 議会の円滑化・活性化
- (2) 派遣場所 米子市
- (3) 期 日 令和5年7月3日
- (4) 派遣議員 山本芳昭議長

3. 西部町村議会正副議長、局長合同研修会

- (1) 目 的 議会の活性化、議員の能力向上
- (2) 派遣場所 伯耆町
- (3) 期 日 令和5年7月7日
- (4) 派遣議員 山本芳昭議長、近藤仁志副議長

4. モンゴル国ゾーンモド市訪問

- (1) 目 的 議会の活性化
- (2) 派遣場所 モンゴル
- (3) 期 日 令和5年7月24日から28日
- (4) 派遣議員 山本芳昭議長、近藤仁志副議長、櫃田洋一議員

5. 鳥取県町村議会広報研修会

- (1) 目 的 議会の活性化、議員の能力向上
- (2) 派遣場所 三朝町
- (3) 期 日 令和5年8月7日
- (4) 派遣議員 高橋洋志議員、荒金敏江議員、岡本健三議員

6. 町村議会広報クリニック

- (1) 目 的 議会の活性化、議員の能力向上
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期 日 令和5年8月28日
- (4) 派遣議員 高橋洋志議員、岩崎昭男議員、大西保議員

委員会の閉会中の継続調査について

各委員会から所掌事務について、閉会中に継続調査を要するものと決定され、日南町議会会議規則第75条の規定により下記のとおり申し出があったので報告する。

令和5年6月14日

日南町議会議長
山本 芳昭

記

委 員 会	事 件	期 限
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会の運営に関する事項	次期定例会が招集されるまでの間
総務教育常任委員会	総務課、地域づくり推進課、住民課、教育委員会に属する事項及び他の常任委員会に属しない事項の調査	〃
経済福祉常任委員会	農林課、農業委員会、建設課、福祉保健課、日南病院に属する事項の調査	〃
議会広報常任委員会	議会だよりの編集及び発行に関する事項	〃